

職員被服貸与規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員被服貸与規程等の一部を改正する訓令

(職員被服貸与規程の一部改正)

第1条 職員被服貸与規程(昭和33年岩手県訓令第42号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
貸与を受けることのできる職員	種類	員数	貸与期間(年)	備考	貸与を受けることのできる職員	種類	員数	貸与期間(年)	備考
[略]					[略]				
花巻空港事務所	[略]				花巻空港事務所	[略]			
東日本大震災津波伝承館	資料の展	ベスト	2	2	東日本大震災津波伝承館	資料の展	ベスト	2	2
	示及び解					示及び解			
	説の業務					説の業務			
	に従事する職員					に従事する職員			
本庁各課等及び各出先機関共通	[略]				本庁各課等及び各出先機関共通	[略]			
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(職員服務規程の一部改正)

第2条 職員服務規程(昭和40年岩手県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(定義)		(定義)	
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]	
(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。		(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。	
[略]		[略]	
16 [略]	[略]	16 [略]	[略]

		16の2 <u>東日本大震災津波伝承館の職員</u> で館長、副館長及び総務課の職員（ <u>総務課長を除く。</u> ）以外のもの	副館長
		16の3 <u>東日本大震災津波伝承館の職員</u> で総務課の職員（ <u>総務課長を除く。</u> ）	総務課長
17	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(行政文書管理規程の一部改正)

第3条 行政文書管理規程（平成11年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																											
別表（第31条関係）		別表（第31条関係）																											
文書記号		文書記号																											
1	[略]	1	[略]																										
2	出先機関	2	出先機関																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>公署</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>広域振興</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>局以外の出先機関</td> <td>県土整備部に属する出先機関</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	公署	記号	[略]			広域振興	[略]		局以外の出先機関	県土整備部に属する出先機関	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>公署</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>広域振興</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>局以外の出先機関</td> <td>県土整備部に属する出先機関</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>復興局に属する出先機関</u></td> <td><u>東日本大震災津波伝承館</u> <u>東伝</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	公署	記号	[略]			広域振興	[略]		局以外の出先機関	県土整備部に属する出先機関	[略]		<u>復興局に属する出先機関</u>	<u>東日本大震災津波伝承館</u> <u>東伝</u>
区分	公署	記号																											
[略]																													
広域振興	[略]																												
局以外の出先機関	県土整備部に属する出先機関	[略]																											
区分	公署	記号																											
[略]																													
広域振興	[略]																												
局以外の出先機関	県土整備部に属する出先機関	[略]																											
	<u>復興局に属する出先機関</u>	<u>東日本大震災津波伝承館</u> <u>東伝</u>																											
	[略]		[略]																										

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和元年9月22日から施行する。